

島根大学汽水域研究センター管理委員会規則の運用に関する申合せ

(平成13年3月5日汽水域研究センター管理委員会承認)

(平成14年2月14日汽水域研究センター管理委員会一部改正)

島根大学汽水域研究センター管理委員会規則(平成4年島大規則第8号)第2条第4号に定める資格審査については、この申合せによるものとする。

1 資格審査は、専任教員、客員教授、客員助教授及び非常勤研究員について行うものとする。

2 資格審査は、島根大学教員選考基準(平成5年島大規則第32号)に従い行うものとする。

3 資格審査に当たっては、島根大学汽水域研究センター運営委員会規則第3条第1項第3号の委員から各学部教授各1名を加えるものとする。

4 資格審査に当たっては、委員の4分の3以上の出席をもって成立し、その3分の2以上をもって議決する。

5 資格審査に当たっては、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。